

## 令和2年度に係る行政監査の結果に対する措置状況（知事部局）

監査テーマ 「許認可等に係る事務について」

監査の結果に基づき講じた措置

是正又は改善を要する事項	左 に 対 す る 措 置
<b>1 事務処理の体制は適切か</b>	
<b>(4) 審査体制の状況</b>	
<b>ア 事務取扱マニュアルの作成</b>	
<p>事務取扱マニュアルの作成について確認したところ、作成していない部局が9部局、一部作成していない部局が19部局あった。</p> <p>(総務部、総合政策部、農政部、空知総合振興局、石狩振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、日高振興局、渡島総合振興局、檜山振興局、上川総合振興局、留萌振興局、宗谷総合振興局、オホーツク総合振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局、根室振興局)</p> <p>《改善意見》 処理通知において、事務取扱マニュアルは、事務処理の適正化と事務の遅延防止を図るために、審査基準と標準処理期間を明示して作成することとされているため、こうした趣旨を踏まえ、必要とする事務については、速やかな是正が必要である。</p>	<p>指摘のあった許認可事務のうち、3部局の事務について、令和4年9月までに事務取扱マニュアルを作成しました。</p> <p>その他14部局の事務については、法令や国の実施要領などで取扱が定められていることから、それらの規定に基づき、引き続き、適切に対応します。</p>
<b>2 事務処理は適正かつ迅速に行っているか</b>	
<b>(1) 受付事務の状況</b>	
<b>ア 申請書の到達日の把握及び收受状況</b>	
<p>申請書の到達日を明らかにしているかについて、実地監査等により確認したところ、3部局において、申請書に申請日が記載されておらず、收受印の押印もないため、到達日が明らかになっていなかった。</p> <p>(農政部)</p> <p>《改善意見》 標準処理期間内に的確に処分を行うためには、到達した文書の收受を適切に行い、到達日を明確にしておくことが必要であるため、速やかな是正が必要である。</p>	<p>申請書の到達日に收受印を押印することとしました。</p> <p>なお、補正等の必要がある場合は返送対応日を併記し、不備のない申請書が提出された段階で最終收受をして審査を開始することとしました。</p>

是正又は改善を要する事項	左に対する措置
<b>イ 許可書等の郵送等</b>	
<p>道では、個人情報の保護や郵送物の誤送付を予防するため、「文書事務の適切な処理について」（平成29年1月13日総務部法政・法人局文書課長通知）において、公文書を封入するときに複数の職員（役付き職員を含める）で確認することと規定している。</p> <p>許可書等を郵送等により交付する場合の宛先の確認について、実地監査等により確認したところ、2部局において、担当者一人で行っていた。</p> <p>（経済部）</p> <p>《改善意見》 許可書等の郵送等に当たっては、個人情報等を扱っていることを念頭に、誤送付を防ぐため複数で確認を行うよう、速やかな是正が必要である。</p>	<p>「文書事務の適切な処理について」及び「個人情報送付時におけるチェックの視点」の再確認を行い、郵送する際にダブルチェックを行うなど適正な事務処理に努めています。</p>
<b>ウ 申請書類等の提出部数</b>	
<p>申請書類等の提出部数について確認したところ、法令等の根拠なしに2部以上提出させていたものが17部局あった。</p> <p>（空知総合振興局、石狩振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、日高振興局、渡島総合振興局、檜山振興局、上川総合振興局、留萌振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局、根室振興局）</p> <p>《改善意見》 申請書類等の提出部数について、申請者への負担となることのないよう見直しに向けて検討することが望ましい。</p>	<p>申請書類の提出については、必要部数を1部としました。</p>

是正又は改善を要する事項	左に対する措置
<b>(2) 標準処理期間を越えて処分しているもの</b>	
<p>手続法令等では、「行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。」と規定しており、手続要領では、「当該処理期間を経過してもまだ処分ができない場合は、処理の見通し、審査の状況の説明をする必要がある。」と規定している。</p> <p>処分に要した期間について確認したところ、年間の処分件数90件のうち66件の処分が標準処理期間を越えるなど、処理が遅延している部局が28部局あった。</p> <p>(建設部、空知総合振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、日高振興局、渡島総合振興局、檜山振興局、上川総合振興局、宗谷総合振興局、オホーツク総合振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局)</p> <p>《改善意見》</p> <p>標準処理期間内に処分を行うことは、申請者が処分の時期を見通すことができるという観点で重要であることから、慢性的に標準処理期間を越えて処分している場合は、受付事務の効率化や審査体制を見直すよう改善に向けた検討を要する。</p> <p>なお、関係機関等への照会に時間を要するなど、体制の見直しによる改善が困難な場合は、十分な標準処理期間を改めて設定することについて検討することが望ましい。</p>	<p>組織内で進捗状況を共有するなど、標準処理期間内に業務が完了するよう努めています。</p> <p>また、法令により標準処理期間を延長することができる場合は、その期間内で処理が完了するよう、引き続き、適切に対応します。</p>

## 令和2年度(2020年度)に係る行政監査の結果に対する措置状況（教育庁）

監査テーマ 「許認可等に係る事務について」

監査の結果に基づき講じた措置

是正又は改善を要する事項	左 に対する 措 置
<b>1 事務処理の体制は適切か</b>	
<b>(4) 審査体制の状況</b>	
<b>ア 事務取扱マニュアルの作成</b>	
<p>事務取扱マニュアルの作成について確認したところ、作成していない部局が9部局、一部作成していない部局が19部局あった。</p> <p>(教育庁(文化財・博物館課)、後志教育局、渡島教育局(実習船管室)、留萌教育局、教育研究所、特別支援教育センター、図書館、近代美術館、旭川美術館、函館美術館、帯広美術館)</p> <p>《改善意見》 処理通知において、事務取扱マニュアルは、事務処理の適正化と事務の遅延防止を図るために、審査基準と標準処理期間を明示して作成することとされているため、こうした趣旨を踏まえ、必要とする事務については、速やかな是正が必要である。</p>	<p>教育財産の使用許可に係る事務取扱マニュアルを、令和3年12月に作成しました。</p>
<b>2 事務処理は適正かつ迅速に行っているか</b>	
<b>(1) 受付事務の状況</b>	
<b>ア 申請書の到達日の把握及び收受状況</b>	
<p>申請書の到達日を明らかにしているかについて、実地監査等により確認したところ、3部局において、申請書に申請日が記載されておらず、收受印の押印もないため、到達日が明らかにならなかった。</p> <p>(石狩教育局、オホーツク教育局)</p> <p>《改善意見》 標準処理期間内に的確に処分を行うためには、到達した文書の收受を適切に行い、到達日を明確</p>	<p>教育財産の使用許可に係る申請書を收受したときは、收受印の押印等、申請書の收受を適切に行うよう徹底しました。</p>

<p>にしておくことが必要であるため、速やかな是正が必要である。</p>	
<p><b>イ 許可書等の郵送等</b></p>	
<p>道では、個人情報の保護や郵送物の誤送付を予防するため、「文書事務の適切な処理について」（平成29年1月13日総務部法政・法人局文書課長通知）において、公文書を封入するときに複数の職員（役付き職員を含める）で確認することと規定している。</p> <p>許可書等を郵送等により交付する場合の宛先の確認について、実地監査等により確認したところ、2部局において、担当者一人で行っていた。</p> <p>（後志教育局）</p> <p>《改善意見》 許可書等の郵送等に当たっては、個人情報等を扱っていることを念頭に、誤送付を防ぐため複数で確認を行うよう、速やかな是正が必要である。</p>	<p>許可書等を送付する場合は、関係規程の取扱いに基づき送付することし、送付先の住所や宛名、封入について、複数名で確認する体制を整えました。</p>
<p><b>ウ 申請書類等の提出部数</b></p>	
<p>申請書類等の提出部数について確認したところ、法令等の根拠なしに2部以上提出させていたものが17部局あった。</p> <p>（札幌高等養護、札幌視覚支援学校、北見柏陽高等学校、根室教育局、室蘭豊学校）</p> <p>《改善意見》 申請書類等の提出部数について、申請者への負担となることのないよう見直しに向けて検討することが望ましい。</p>	<p>申請書類の提出については、1部提出させることとしました。</p>
<p><b>（2） 標準処理期間を越えて処分しているもの</b></p>	
<p>手続法令等では、「行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。」と規定しており、手続要領では、「当該処理期間を経過してもまだ処分ができない場合は、処理の見通し、審査の状況の説明をする必要がある。」と規定している。</p> <p>処分に要した期間について確認したところ、年間の処分件数90件のうち66件の処分が標準処理期間を越えるなど、処理が遅延している部局が28部局あった。</p>	<p>教育財産の使用許可に当たっては、組織内で処理状況を定期的に確認し、標準処理期間内に処理するよう努めています。</p>

(後志教育局、胆振教育局、渡島教育局、檜山教育局、上川教育局、宗谷教育局、オホーツク教育局、釧路教育局)

《改善意見》

標準処理期間内に処分を行うことは、申請者が処分の時期を見通すことができるという観点で重要であることから、慢性的に標準処理期間を越えて処分している場合は、受付事務の効率化や審査体制を見直すよう改善に向けた検討を要する。

なお、関係機関等への照会に時間を要するなど、体制の見直しによる改善が困難な場合は、十分な標準処理期間を改めて設定することについて検討することが望ましい。

(3) 許認可等の処分

ア 手数料等の算定及び徴収事務

(イ) 徴収事務

許認可等に係る手数料等の徴収事務について、実地監査等により確認したところ、納入通知書の発送作業を含め、教育財産の使用許可における使用料の徴収手続が大幅に遅延している部局が1部局あった。

(オホーツク教育局)

《改善意見》

徴収事務については、遅延が発生することのないよう、許認可等事務と一連のものとして管理するなど速やかな是正が必要である。

歳入の調定に当たっては、債権発生通知書の提出を受けた後、適期に事務処理が行われるよう業務の進捗状況を把握し、適正な徴収事務に努めています。

(4) 申請書類等の適正な管理

国の個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」では、特定個人情報(マイナンバー)等を含むものは、物理的安全管理措置を講じなければならないとしており、「特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体又は書類等を、施錠できるキャビネット、書庫等へ保管すること。」と例示している。

特定個人情報(マイナンバー)等を含む申請書類等が、施錠可能な書庫等に保管・保存されているかについて、実地監査等により確認したところ、2部局において、適正な保管場所で管理されていなかった。

特定個人情報等を取り扱う場合は、申請書類等は施錠できるキャビネットに保管することを徹底しました。

(石狩教育局、釧路東高等学校)

《改善意見》

申請書類等について、適正な方法で管理するよう、速やかな是正が必要である。

## 令和2年度（2020年度）行政監査結果に係る措置（警察部局）

監査テーマ 「許認可等に係る事務について」

監査の結果に基づき講じた措置

是正又は改善を要する事項	左に対する措置
<b>2 事務処理は適切かつ迅速に行っているか</b>	
<b>（2）標準処理期間を越えて処分しているもの</b>	
<p>手続法令等では、「行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。」と規定しており、手続要領では、「当該処理期間を経過してもまだ処分ができない場合は、処理の見通し、審査の状況の説明をする必要がある。」と規定している。</p> <p>処分に要した期間について確認したところ、年間の処分件数90件のうち66件の処分が標準処理期間を越えるなど、処理が遅延している部局が28部局あった。</p> <p>（中央警察署、南警察署、北警察署、千歳警察署、苫小牧警察署、旭川中央警察署、深川警察署、羽幌警察署）</p> <p>《改善意見》</p> <p>標準処理期間内に処分を行うことは、申請者が処分の時期を見通すことができるという観点で重要であることから、慢性的に標準処理期間を越えて処分している場合は、受付事務の効率化や審査体制を見直すよう改善に向けた検討を要する。</p> <p>なお、関係機関等への照会に時間を要するなど、体制の見直しによる改善が困難な場合は、十分な標準処理期間を改めて設定することについて検討することが望ましい。</p>	<p>許可等管理システムにより、申請等の処理状況を確認し、処理の遅延や未処理防止を図るなど、引き続き、申請等の迅速な処理の確保を図るように努めています。</p>